

ACSV MONTHLY LETTER

● 海外投資の課税関係（個人所得税）

米景気の先行き不安、米国債の格下げなどにより、比較的风险の低い「円」の需要が高まり、1米ドル=76円台という記録的な円高になっています。個人投資家にとっては海外投資をしやすい環境といえます。

海外投資の課税関係の一般的な取扱いは、以下の通りとなります。海外への投資であっても、日本の居住者の所得であれば、国内投資と同様に課税されることとなります。

種類	収益内容	所得の区分
外貨預金	利子	利子所得（総合課税）
	為替差益	雑所得（総合課税）
FX	店頭FX	雑所得（総合課税）
	くりっく365	雑所得（申告分離課税） 税率20%
外国株式	売却益	譲渡所得（申告分離課税） 税率20%
	配当金	配当所得（総合課税）
外国債券	売却益（利付債）	非課税（為替差益も非課税）
	売却益（割引債）	譲渡所得（総合課税）
	利子	利子所得（総合課税）
	償還益	雑所得（総合課税）
外国不動産	売却益	譲渡所得（申告分離課税）
	賃貸収入	不動産所得（総合課税）

外国債券（利付債）の売却益に含まれる為替差益は非課税ですが、その他の為替差益は譲渡益や償還益と一体のものとして課税されます。

なお、外国で所得税に相当するものが課税される場合は、日本と外国で二重に課税されることになるため、一定額を所得税額から差引くことができます（外国税額控除）。

税務カレンダー

	内容	備考
9月	-	
10月	個人住民税納付（第3期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ電子メールでお願いしております）